



平成 30 年 3 月 14 日
内閣府（防災担当）

「平成二十九年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」等について

平成 29 年等に発生した災害について、局地激甚災害及びこれらに適用すべき措置を指定する等の 2 つの政令が 3 月 9 日（金）に閣議決定され、本日公布・施行されました。

I 政令の概要

（1）平成二十九年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

本政令により、平成 29 年等に発生した災害（梅雨前線及び台風第 3 号、台風第 18 号並びに台風第 21 号によるものを除く。）について、局地激甚災害を指定するとともに、これに対し適用すべき措置を指定します（別紙参照）。

（2）平成二十九年六月七日から七月二十七日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令等の一部を改正する政令

平成 29 年に発生した梅雨前線及び台風第 3 号、台風第 18 号並びに台風第 21 号による災害については、全国を対象とする激甚災害に指定されているところですが、本政令により、それぞれの指定政令を改正し、公共土木施設の災害復旧事業等に関する特別措置等が適用される市町村を追加指定します（別紙参照）。

※台風第 21 号による災害については、あわせて「土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助（本激）」の措置を追加指定します。

II 適用措置ごとの災害数と市町村数（局激）

上記 2 政令により、早期局激を含む平成 29 年等の局地激甚災害に対する措置等は、次のとおりとなります。

（1）公共土木施設災害復旧事業等に関する措置（激甚法第 3 条及び第 4 条）

対象災害数：6（豪雨・暴風雨 5、風浪 1）

対象市町村数：24 市町村

(2) 農地等の災害復旧事業等に関する措置（激甚法第5条）

対象災害数：9（地滑り5、豪雨・暴風雨4）

対象市町村数：16市町村

(3) 小災害債に関する措置（激甚法第24条）

対象災害数：13（豪雨・暴風雨7、地滑り5、風浪1）

対象市町村数：39市町村

Ⅲ 適用措置の概要

<局激>

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（激甚法第3条及び第4条）

公共土木施設の災害復旧事業等について、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等の根拠法令等に基づく通常の国庫補助率を嵩上げします。

（過去5カ年の実績の平均では公共土木施設等は70%→84%に嵩上げ）

(2) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（激甚法第5条）

農地、農道や水路などの農業用施設及び林道の災害復旧事業等について、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律等に基づく通常の国庫補助率を嵩上げします。

（過去5カ年の実績の平均では農地は82%→95%に嵩上げ）

(3) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（激甚法第24条）

公共土木施設や農地等に係る災害復旧事業で、国庫補助の対象とならない小規模な災害復旧に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金を基準財政需要額に算入します。

<本激>

○ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助（激甚法第10条）

土地改良区等が都道府県からの補助を受けて湛水排除事業を行う場合において、国が都道府県に補助を行います。

Ⅳ スケジュール

3月9日（金） 閣議決定

3月14日（水） 公布・施行

本件問合せ先

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（事業推進担当）付 武藤、玉田、南雲

03-5253-2111（代表、内線51382・51383） 03-3593-2847（直通）

平成29年等局地激甚災害及び適用措置

自然現象及び 災害期間	対象地区					適用措置			(参考)
	都道府 県名	郡名	市町村名			3条 4条	5条	24条	対象 政令
						公共 土木 施設	農地 等	小災 害債	
平成25年9月15日から 平成29年10月17日までの地滑り	奈良県	吉野郡	よしのぐん	野迫川村	のせがわむら		○	○	I (1)
平成26年8月1日から 平成29年3月10日までの地滑り	高知県	吾川郡	あがわぐん	仁淀川町	によどがわちよう		○	○	
平成27年7月20日から 平成29年7月24日までの地滑り	高知県	長岡郡	ながおかぐん	大豊町	おおとよちよう		○	○	
平成28年6月20日から 平成29年7月24日までの地滑り	高知県	高岡郡	たかおかぐん	橋原町	ゆすはらちよう		○	○	
平成29年4月17日及び同月18日の豪雨	高知県	高岡郡	たかおかぐん	橋原町	ゆすはらちよう		○	○	
平成29年4月18日の風浪	北海道	奥尻郡	おくしりぐん	奥尻町	おくしりちよう	○		○	
平成29年6月20日から9月19日までの地滑り	徳島県	名西郡	みょうざいぐん	神山町	かみやまちよう		○	○	
平成29年6月7日から7月27日までの豪雨及び 暴風雨(梅雨前線及び台風第3号) ※農地等(5条)は本激指定済み ※農林水産業共同利用施設(6条)も本激指定 済み	広島県	山県郡	やまがたぐん	北広島町	きたひろしまちよう	○	/	○	I (2)
	福岡県			朝倉市	あさくらし	◎	/	◎	
	福岡県	朝倉郡	あさくらぐん	東峰村	とうほうむら	◎	/	◎	
	福岡県	田川郡	たがわぐん	添田町	そえだまち	◎	/	◎	
	長崎県			壱岐市	いきし	○	/	○	
	熊本県	阿蘇郡	あそぐん	南小国町	みなみおぐにまち	○	/	○	
	熊本県	球磨郡	くまぐん	水上村	みずかみむら	○	/	○	
	大分県			日田市	ひたし	◎	/	◎	
平成29年8月4日から同月8日までの暴風雨 (台風第5号)	山梨県	南巨摩郡	みなみこまぐん	身延町	みのぶちよう		○	○	I (1)
	兵庫県	美方郡	みかたぐん	香美町	かみちよう		○	○	
	奈良県	吉野郡	よしのぐん	野迫川村	のせがわむら		○	○	
	徳島県	名西郡	みょうざいぐん	神山町	かみやまちよう		○	○	
	鹿児島県	大島郡	おおしまぐん	大和村	やまとそん	○		○	
	鹿児島県	大島郡	おおしまぐん	宇検村	うけんそん	○		○	
	鹿児島県	大島郡	おおしまぐん	瀬戸内町	せとうちちよう		○	○	
平成29年8月11日から同月19日までの豪雨	長野県	上水内郡	かみみのちぐん	小川村	おがわむら		○	○	I (1)
	岐阜県			美濃市	みのし		○	○	
	兵庫県	神崎郡	かんざきぐん	市川町	いちかわちよう	○	○	○	
平成29年9月3日及び同月4日の豪雨	鹿児島県	大島郡	おおしまぐん	喜界町	きかいちよう		○	○	I (1)
平成29年9月15日から同月19日までの暴風雨 及び豪雨(台風第18号) ※農地等(5条)は本激指定済み	北海道	島牧郡	しままきぐん	島牧村	しままきむら	○	/	○	I (2)
	京都府	与謝郡	よさぐん	伊根町	いねちよう	◎	/	◎	
	熊本県	上益城郡	かみましきぐん	山都町	やまとちよう	○	/	○	
	大分県			津久見市	つくみし	◎	/	◎	
平成29年10月21日から同月23日までの暴風雨 (台風第21号) ※農地等(5条)は本激指定済み ※農林水産業共同利用施設(6条)も本激指定 済み	宮城県	亶理郡	わたりぐん	山元町	やまもとちよう	○	/	○	I (2)
	長野県	下伊那郡	しもいなぐん	売木村	うるぎむら	○	/	○	
	三重県			熊野市	くまのし	○	/	○	
	奈良県			五條市	ごじょうし	○	/	○	
	奈良県	山辺郡	やまべぐん	山添村	やまぞえむら	○	/	○	
	奈良県	吉野郡	よしのぐん	下市町	しもいちちよう	○	/	○	
奈良県	吉野郡	よしのぐん	黒滝村	くろたきむら	○	/	○		

(注) 1. 「◎」: 早期局地激甚災害として指定済み 「/」: 全国を対象とした激甚災害(本激)として指定済み
2. 台風第21号については、土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助(10条)の措置を激甚災害(本激)として追加指定

政令第四十七号

平成二十九年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令
内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二
条第一項及び第二項、第三条第一項、第四条第一項並びに第二十四条第一項の規定に基づき、この政令を制
定する。

（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）

第一条 次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法
」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に
掲げるとおり指定する。

激 甚 災 害	適 用 す べ き 措 置
平成二十九年四月十八日の風浪による災害で、北 海道奥尻郡奥尻町の区域に係るもの	法第三条、第四条並びに第二十四条第一項、第三 項及び第四項に規定する措置
平成二十五年九月十五日から平成二十九年十月十	法第五条及び第二十四条第二項から第四項までに

七日までの間の地滑りによる災害で、奈良県吉野

郡野迫川村の区域に係るもの

平成二十六年八月一日から平成二十九年三月十日
までの間の地滑りによる災害で、高知県吾川郡仁
淀川町の区域に係るもの

平成二十七年七月二十日から平成二十九年七月二
十四日までの間の地滑りによる災害で、高知県長
岡郡大豊町の区域に係るもの

平成二十八年六月二十日から平成二十九年七月二
十四日までの間の地滑りによる災害で、高知県高
岡郡梶原町の区域に係るもの

平成二十九年四月十七日及び同月十八日の豪雨に
よる災害で、高知県高岡郡梶原町の区域に係るもの

規定する措置

<p>の</p> <p>平成二十九年六月二十日から九月十九日までの間の地滑りによる災害で、徳島県名西郡神山町の区域に係るもの</p>	<p>平成二十九年九月三日及び同月四日の豪雨による災害で、鹿児島県大島郡喜界町の区域に係るもの</p>	<p>平成二十九年八月四日から同月八日までの間の暴風雨による災害で、次に掲げる町村の区域に係るもの</p> <p>イ 鹿児島県大島郡大和村及び宇検村</p> <p>ロ 山梨県南巨摩郡身延町、兵庫県美方郡香美町、奈良県吉野郡野迫川村、徳島県名西郡神山町</p>
	<p>法第三条、第四条並びに第二十四条第一項、第三項及び第四項に規定する措置</p> <p>法第五条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置</p>	

<p>並びに鹿児島県大島郡瀬戸内町及び喜界町</p>	
<p>平成二十九年八月十一日から同月十九日までの間の豪雨による災害で、次に掲げる市町村の区域に係るもの</p> <p>イ 兵庫県神崎郡市川町</p> <p>ロ 長野県上水内郡小川村及び岐阜県美濃市</p>	<p>法第三条から第五条まで及び第二十四条に規定する措置</p> <p>法第五条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置</p>
<p>備考 平成二十九年八月四日から同月八日までの間の暴風雨による災害に係る暴風雨とは、平成二十九年台風第五号によるものをいう。</p>	

(都道府県に係る特例)

第二条 前条の規定により激甚災害として指定される災害は、都道府県についての激甚^{じん}災害に対処するため
の特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）第一条第一項及び第四十三條第

一 項の規定の適用並びに都道府県の負担額の算定についての同令第七条第一項の規定の適用については、これらの規定にいう激甚災害には含まれないものとする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

政令第四十六号

平成二十九年六月七日から七月二十七日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令等の一部を改正する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第二項、第三条第一項、第四条第一項及び第二十四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（平成二十九年六月七日から七月二十七日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部改正）

第一条 平成二十九年六月七日から七月二十七日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十九年政令第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第一条の表中「福岡県田川郡添田町及び」を「広島県山県郡北広島町、福岡県田川郡添田町、長崎県壱岐市、熊本県阿蘇郡南小国町及び球磨郡水上村並びに」に改める。

（平成二十九年九月十五日から同月十九日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並び

にこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部改正)

第二条 平成二十九年九月十五日から同月十九日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(平成二十九年政令第二百六十号)の一部を次のように改正する。

第一条の表中「京都府与謝郡伊根町及び大分県津久見市」を「北海道島牧郡島牧村、京都府与謝郡伊根町、熊本県上益城郡山都町、大分県津久見市及び宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町」に改める。

(平成二十九年十月二十一日から同月二十三日までの間の暴風雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部改正)

第三条 平成二十九年十月二十一日から同月二十三日までの間の暴風雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(平成二十九年政令第二百八十七号)の一部を次のように改正する。

本則の表中「第六条」の下に「第十条」を、「規定する措置」の下に「並びに宮城県亘理郡山元町、長野県下伊那郡売木村、三重県熊野市並びに奈良県五條市、山辺郡山添村並びに吉野郡下市町及び黒滝村

の区域に係る激甚災害にあつては、法第三条、第四条並びに第二十四条第一項、第三項及び第四項に規定する措置」を加え、本則を第一条とし、同条に見出しとして「（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）」を付し、同条の次に次の一条を加える。

（都道府県に係る特例）

第二条 前条の規定により激甚災害として指定される災害は、都道府県についての激甚^{じん}災害に対処するた
めの特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）第一条第一項及び第四十三
条第一項の規定の適用並びに都道府県の負担額の算定についての同令第七条第一項の規定の適用につい
ては、これらの規定にいう激甚災害には含まれないものとする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

○ 平成二十九年六月七日から七月二十七日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十九年政令第二百十九号）（抄）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
<p>（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）</p> <p>第一条 次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。</p>	<p>（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）</p> <p>第一条 次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。</p>	<p>激 甚 災 害</p> <p>平成二十九年六月七日から七月二十七日までの間の豪雨及び暴風雨による災害</p> <p>適用すべき措置</p> <p>第五条、第六条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置並びに次に掲げる市町村の区域に係る激甚災害にあつては、それぞれに定める措置</p> <p>イ 広島県山県郡北広島町、福岡県田川郡添田町、長崎県杵岐市、熊本県阿蘇郡南小国町及び球磨郡水上村並びに大分県日田市 法第三条、第四条並びに第二十四条第一項、第三項及び第四項に規定する措置</p> <p>ロ 福岡県朝倉市及び朝倉郡東峰村 法第三条、第四条、第十二条並びに第二十四条第一項、第三項及び第四項に規定する措置</p>	<p>激 甚 災 害</p> <p>平成二十九年六月七日から七月二十七日までの間の豪雨及び暴風雨による災害</p> <p>適用すべき措置</p> <p>第五条、第六条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置並びに次に掲げる市町村の区域に係る激甚災害にあつては、それぞれに定める措置</p> <p>イ 福岡県田川郡添田町及び大分県日田市 法第三条、第四条並びに第二十四条第一項、第三項及び第四項に規定する措置</p> <p>ロ 福岡県朝倉市及び朝倉郡東峰村 法第三条、第四条、第十二条並びに第二十四条第一項、第三項及び第四項に規定する措置</p>
<p>備考</p> <p>一 上欄の豪雨とは、梅雨前線によるものをいう。</p> <p>二 上欄の暴風雨とは、平成二十九年台風第三号によるものをい</p>		<p>備考</p> <p>一 上欄の豪雨とは、梅雨前線によるものをいう。</p> <p>二 上欄の暴風雨とは、平成二十九年台風第三号によるものをい</p>	

う。

う。

○ 平成二十九年九月十五日から同月十九日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十九年政令第二百六十号）（抄）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
<p>（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）</p> <p>第一条 次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。</p>			
<p>激 甚 災 害</p> <p>平成二十九年九月十五日から同月十九日までの間の暴風雨及び豪雨による災害</p>	<p>適用すべき措置</p> <p>法第五条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置並びに北海道島牧郡島牧村、京都府与謝郡伊根町、熊本県上益城郡山都町、大分県津久見市及び宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町の区域に係る激甚災害にあっては、法第三条、第四条並びに第二十四条第一項、第三項及び第四項に規定する措置</p>	<p>激 甚 災 害</p> <p>平成二十九年九月十五日から同月十九日までの間の暴風雨及び豪雨による災害</p>	<p>適用すべき措置</p> <p>法第五条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置並びに京都府与謝郡伊根町及び大分県津久見市の区域に係る激甚災害にあっては、法第三条、第四条並びに第二十四条第一項、第三項及び第四項に規定する措置</p>
<p>備考 上欄の暴風雨とは、平成二十九年台風第十八号によるものをいう。</p>		<p>備考 上欄の暴風雨とは、平成二十九年台風第十八号によるものをいう。</p>	

○ 平成二十九年十月二十一日から同月二十三日までの間の暴風雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十九年政令第二百八十七号）（抄）（第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
<p>（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）</p> <p>第一条 次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。</p>		<p> 次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。</p>	
<p>激 甚 災 害</p> <p>平成二十九年十月二十一日から同月二十三日までの間の暴風雨による災害</p>	<p>適用すべき措置</p> <p>法第五条、第六条、第十条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置並びに宮城県亘理郡山元町、長野県下伊那郡売木村、三重県熊野市並びに奈良県五條市、山辺郡山添村並びに吉野郡下市町及び黒滝村の区域に係る激甚災害にあつては、法第三条、第四条並びに第二十四条第一項、第三項及び第四項に規定する措置。</p>	<p>激 甚 災 害</p> <p>平成二十九年十月二十一日から同月二十三日までの間の暴風雨による災害</p>	<p>適用すべき措置</p> <p>法第五条、第六条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置</p>
<p>備考 上欄の暴風雨とは、平成二十九年台風第二十一号によるものをいう。</p> <p>（都道府県に係る特例）</p> <p>第二条 前条の規定により激甚災害として指定される災害は、都道府県に於ける激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三十三号）第一条第一項及び第四十三条第一項の規定の適用並びに都道府県の負担額の算定についての同令第七条第一項の規定の適用については、これらの規定にいう激甚災害には含まれないものとする。</p>		<p>備考 上欄の暴風雨とは、平成二十九年台風第二十一号によるものをいう。</p> <p>（新設）</p>	